

住宅事業者への感震ブレーカー購入費補助金交付要綱

令和7年6月1日

7総防戦第74号

一部改正：令和8年3月31日

7総防戦第1195号

(目的)

第1条 この補助金は、東京都内（以下「都内」という。）に住宅の新築又はリフォーム工事を実施する際に、感震ブレーカーを設置する住宅事業者に対し、当該機器の購入に係る費用の補助を行うことにより、地震発生時の出火の防止対策として、感震ブレーカーの設置の促進を図ることを目的とする。

(通則)

第2条 住宅事業者への感震ブレーカー購入費補助金（以下「補助金」という。）については、東京都の予算の範囲内において交付するものとし、東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号）及び東京都補助金等交付規則の施行について（昭和37年12月11日付37財主調発第20号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第3条 本要綱における用語の定義は、次のとおりとする。

(1) 住宅

人の居住の用に供する家屋又は家屋の部分（共用部分を除く。）を有する戸建て若しくは集合住宅をいう。

(2) 新築

新たに建築物を建築し、又は建築物の全部を除去して当該建築物を建て替えることをいう。

(3) リフォーム工事

住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、その他これに類する工事をいう。

(4) 住宅事業者

都内の住宅の新築又はリフォーム工事を実施する事業者をいう。

(5) 感震ブレーカー

地震発生時に震度5強相当以上の揺れを感知した時に住宅内の電気を自動的に遮断する機器をいう。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付対象者は、住宅事業者であって、次の全てに該当するものとする。

- (1) 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）に該当するものでないこと。
- (2) 代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員が暴力団員等（東京都暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当する者でないこと。

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、都内において住宅を着工するとともに第7条に規定する補助金の交付申請を行い、交付申請を行った翌年度末までにしゅん工する新築住宅又はリフォーム工事を実施した住宅（以下「対象住宅」という。）の工事に要する経費のうち、次項に規定する補助対象機器の購入に要する経費の合計額（消費税及び地方消費税相当分を含む。）とする。ただし、他の公的補助金等の対象経費とされたものを除く。

2 補助金の交付対象となる機器（以下「補助対象機器」という。）は、住宅に設置する分電盤タイプの感震ブレーカー内蔵型であり、「一般社団法人日本配線システム工業会の感震機能付住宅用分電盤（JWDS007付2）」の規定に定める構造及び機能を有するものとする。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、補助対象経費の実支出額と次項に規定する補助基準額とを比較し、いずれか少ない方の額の2分の1とする。ただし、その額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

2 補助基準額は、補助対象機器1個当たり6万円とする。

（補助金の交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする事業者は、原則として、補助対象機器の購入前に、補助金交付申請書（様式第1）に必要な書類を添付して、知事に提出しなければならない。

2 前項の補助金交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 対象住宅に設置する補助対象機器の購入に係る経費を証明する書類の写し
- (2) その他知事が必要と認める書類

3 第1項の規定による申請は先着順に受理するものとし、受理した交付申請額の合計が予算の範囲を超えた日をもって、申請の受理を停止する。

4 提出された補助金交付申請書等は、返却しない。

（補助金の交付決定）

第8条 知事は、前条の規定による交付申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、当該申請内容が適当と認めたときは、当該申請者に対し、補助金の交付決定を行

い、補助金交付決定通知書（様式第2）により通知する。

- 2 知事は、前項の交付決定に当たっては、次条から第27条までに規定する内容を条件として付すものとする。
- 3 知事は、第1項の審査の結果、補助金の交付が適当でないとき、理由を付して当該申請者に通知する。

（補助金の取扱い）

第8条の2 前条第1項の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、請負契約に基づき工事を実施する場合は、当該補助金相当額が当該請求額に適正に反映するよう措置しなければならない。

（交付申請の取下げ）

第9条 補助事業者は、同項の補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に異議があり、当該申請の取下げをしようとするときは、同項に規定する通知を受けた日から起算して14日以内に、交付申請取下書（様式第3）を知事に提出しなければならない。

（申請内容の変更、中止又は廃止）

第10条 補助事業者は、第8条第1項の規定による通知を受けた後、補助事業（補助金の交付の対象となる事業をいう。以下同じ。）の内容を変更しようとするときは、あらかじめ内容変更申請書（様式第4）及び関係書類を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 知事は、前項の内容変更申請書の提出があったときはこれを審査し、当該申請に係る変更の内容が適正であると認め、これを承認したときは、内容変更承認通知書（様式第5）により、当該補助事業者に通知するものとする。
- 3 知事は、前項の規定による承認をする場合、必要に応じて補助金の交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。
- 4 補助事業者は、第8条第1項の規定による通知を受けた後、補助事業の全部又は一部を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ中止（廃止）申請書（様式第6）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 5 知事は、前項の中止（廃止）申請書の提出があったときは、これを審査し、必要に応じて現地調査等を行い、承認又は非承認を決定の上、中止（廃止）承認通知書（様式第7）により補助事業者に通知するものとする。

（事情変更による決定の取消等）

第11条 知事は、補助金の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助

事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

- 2 前項の規定により補助金の交付の決定を取り消すことができる場合は、天災地変その他補助金の交付の決定後生じた事情の変更により補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合に限る。
- 3 第1項の規定による補助金の交付の決定の取消しにより特別に必要となった事務又は事業に対しては、次に掲げる経費に係る補助金（以下「経費補助金」という。）を交付することができる。
 - (1) 補助事業に係る機械、器具及び仮設物の撤去その他の残務処理に要する経費
 - (2) 補助事業を行うため締結した契約の解除により必要となった賠償金の支払に要する経費
- 4 前項の経費補助金の額の同項各号に掲げる経費の額に対する割合その他その交付については、補助金に準ずるものとする。
- 5 第8条の規定は、第1項の規定により措置した場合について準用する。

（補助事業者の地位の承継）

- 第12条 法人の合併、分割等により補助事業者の地位を承継し、当該補助事業を継続して実施しようとする者（以下「承継事業者」という。）は、事業者地位承継承認申請書（様式第8）を、承継を確認できる書類とともに知事に提出しなければならない。
- 2 知事は、前項の事業者地位承継申請書の提出があったときはこれを審査し、必要に応じて現地調査等を行い、承認又は非承認を決定の上、事業者地位承継承認通知書（様式第9）により補助事業者に通知するものとする。
 - 3 前項に規定する承認をしたときに、補助金の交付に係る権利、義務その他の一切の法的地位は、承継事業者に移転するものとする。

（事故報告）

- 第13条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかにその理由その他必要な事項を書面により報告しなければならない。
- 2 知事は、前項の報告を受けたときは、その理由を調査し、速やかに補助事業者にその処理について適切な指示をするものとする。

（状況報告）

- 第14条 補助事業者は、知事が特に必要と認めるときは、知事が指定する期日までに、補助事業の実施状況等について、事業実施状況等報告書（様式第10）により知事に報告しなければならない。

（補助事業等の遂行命令等）

- 第15条 知事は、補助事業者が提出する報告、地方自治法(昭和22年法律第67号)第

221 条第 2 項の規定による調査等により、その者の補助事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、その者に対しこれらに従って補助事業を遂行すべきことを命ずるものとする。

- 2 知事は、補助事業者が前項の命令に違反したときは、その者に対し、補助事業の一時停止を命ずることができる。
- 3 知事は、前項の規定により補助事業の遂行の一時停止を命ずる場合においては、補助事業者が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合させるための措置を指定する期日までにとらないときは、第 19 条第 1 項第 4 号の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

(実績報告)

第 16 条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、原則として、その日から起算して 30 日を経過した日又は補助事業が完了した年度の属する 3 月末日のいずれか早い日までに、事業実績報告書（様式第 11）を知事に提出しなければならない。

- 2 前項の事業実績報告書に添付すべき書類は、次のとおりとする。
 - (1) 対象住宅の検査済証（建築基準法第 7 条第 5 項に規定する検査済証をいう。）の写し又はリフォーム工事の工事請負契約書若しくは請書の写し
 - (2) 補助対象機器の購入に係る支払いを証明するものの写し
 - (3) 補助対象機器を対象住宅に設置したことを示す写真等
 - (4) その他知事が必要と認める書類

3 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税の申告により補助金に係る消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）第 30 条の規定により課税標準額に対する消費税額から控除する課税仕入れに係る消費税額（以下「仕入控除税額」という。）が確定した場合には、知事が仕入控除額相当分の全部又は一部の返還を命じたときは、これを返還しなければならない。

(補助金額の確定)

第 17 条 知事は、前条の規定による実績報告を受けた場合には、事業実績報告書等の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その実施成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定額通知書（様式第 12）により当該補助事業者に通知する。

- 2 前項の規定による調査の結果、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、知事は、補助事業者に対し、当該補助事業につき、これに適合させるための処置をとるべきことを命ずることができる。
- 3 前条の規定は、前項の命令により補助事業者等が必要な処置をした場合について準用する。

(補助金の支払)

第 18 条 知事は、前条の規定により補助金の額を確定した後に補助金を支払うものとする。

る。

- 2 補助事業者は、補助金の支払を受けようとするときは、交付請求書（様式第 13）を知事に提出しなければならない。

（交付決定の取消し）

第 19 条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、交付決定取消通知書（様式 14）により、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1）偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けようとし、又は受けたとき。
- （2）補助事業者が補助事業を中止し、又は廃止したとき。
- （3）補助金を他の用途に使用したとき。
- （4）その他補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令又は本要綱の規定に違反したとき。

- 2 前項の規定は、第 17 条の規定により交付すべき補助金の額の確定をした後においても適用する。

（補助金の返還）

第 20 条 知事は、前条による取消しをした場合には、補助事業者に通知するとともに、補助事業の当該取消しに係る部分に関して既に補助金が交付されているときは、期限を定めて当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

- 2 第 17 条の規定により交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。
- 3 補助事業者は、前 2 項の規定により補助金の返還を命じられたときは、当該命令に係る金額を返還しなければならない。

（違約加算金及び延滞金）

第 21 条 補助事業者は、前条第 1 項の規定により補助金の返還を命じられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき、年 10.95 パーセントの割合で計算した違約加算金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

- 2 補助事業者は、補助金の返還を命じられた場合に、これを期日までに納付しないときは、当該期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。
- 3 第 1 項の規定により加算金の納付を命じた場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

4 第2項の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部を納付したときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(機器の管理)

第22条 補助事業者は、補助事業により取得した財産等について、補助事業の完了後も次の各号に掲げる期間は、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的な運用を図らなければならない。この場合において、取得財産等に故障等不具合が生じたときは、速やかに修理又は改善に係る措置をとらなければならない。

(1) 補助事業者が第三者に販売することを目的としている場合にあっては、機器を設置した対象住宅の管理者である期間

(2) 補助事業者が請負契約に基づき、工事を実施する場合にあっては、当該請負契約の履行が完了するまでの期間

(他の補助金等の一時停止等)

第23条 知事は、補助事業者に対し補助金の返還を命じ、補助事業者が当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して、同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺するものとする。

(機器処分の制限)

第24条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、次の各号に掲げる期間は、知事の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して、当該機器の使用、譲渡、交換、取り外し等をしてはならない。

(1) 補助事業者が第三者に販売することを目的としている場合にあっては、機器を設置した対象住宅の管理者である期間

(2) 補助事業者が請負契約に基づき、工事を実施する場合にあっては、当該請負契約の履行が完了するまでの期間

(補助事業の経理)

第25条 補助事業者は、補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業の終了の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。

(J グランツによる申請等)

第26条 本要綱に定める手続及び事務については、J グランツ（デジタル庁が運営する補助金申請システムをいう。）を使用する方法により行うことができる。

(その他)

第27条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。